

プラスチック製品製造業におけるロール機（印刷ロール機を除く。）を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	19 ～ 20	工場内の製造機械で製品を生産中、製品のフィルムが製造機械の巻き取り部で正常に巻きつかず、それを直そうと手で製品のフィルムを巻き付けようとしたところ、左前腕部が製品と共に巻きこまれてしまい、左前腕部と左手首を骨折してしまった。	47 ～ 99	50
4	10 ～ 11	工場内加工室で製袋作業中、製袋機のポリオレフィンフィルムを送るためのゴム製ローラーに付着した汚れを取ろうとして右手を伸ばしたとき、機械を停止しないまま作業を行ったため、ローラーとローラーの間に右手小指を挟まれた。	44 ～ 49	30
7	14 ～ 15	6号シート製造機立ち上げ時、小径ロール表面に結露によって発生した水滴を発見した。発生場所は、シート端部から内側200mm程度の位置であった。規程ではエアージェットで吹き飛ばすこととしていたが、早く生産を開始しようと、不織布でロール表面を拭き取ろうとした。その際、不織布がシートとロール間に巻き込まれ（引っ張られ）、その勢いで高温のシートに左手甲側の指が接触し、火傷した。	35 ～ 299	100
10	12 ～ 13	事業所内において、包装用紐を製造する圧着ロール機のフィルムを通すロールの第2、第3ロールの間に左の指を挟まれた。機械は被災者が止めた。社長はこの状況では機械を分解しないと指が抜けないと判断し、機械を壊して指をロールから外した。しかし左手の5指ともに第二関節部位辺を骨折負傷した。（当社は、日頃から昼休みには仕事をしないように何度も注意していた。機械については、ロールを入れるときには必ずスイッチを切ってから作業をするように、など常に声をかけ注意をしていたが、仕事熱心な被災者は日頃の注意を守らず作業をしたため事故につながった。）	39	1～9
	13			100

10	～	製袋機械で、原反を送り出しに送り込む作業中に、誤って薬指を挟み負傷した。	46	～
	14			299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html